

## 経済的宥和政策か，経済的ナショナリズムか

— 1933-38年における，イギリス帝国，日本，そして  
「アジア間貿易」の興隆についての政治史的解釈 —

アントニー・ベスト (Antony Best)

はじめに —「アジア間貿易」論と経済的宥和政策論—

1. ランカシャーの政治力
  2. ランカシャーと帝国の利害均衡
  3. 日英民間交渉決裂後の両国
    - (1) イギリスによる輸入割当制の実施と実効性
    - (2) 日本における反イギリス感情の高揚
  4. イギリスにおける対日本宥和論 —知識人，外務省—
  5. 宥和政策構想の後退 —ランカシャー，植民地省，大蔵省，商務院—
- まとめにかえて

はじめに —「アジア間貿易」論と経済的宥和政策論—

この約10年間にわたって，19-20世紀についての東アジア国際関係史研究には，目覚ましい変化がみられた。それは，主として，二つの理由からなる。第一は，新しい公文書史料の公開であり，とくに近年では，台北，北京，モスクワから史料が公開された。そして，第二は新しい分析方法の登場であり，とくにカルチュラル・ヒストリー (cultural history) への関心の高まりであった。こうした学問上の発展は，日本，中国，ロシアの三カ国間関係を強く重視するような，そして，社会が有する影響力と世論の重要性を高く評価するような，重要な修正に繋がった。これらの新しい歴史解釈は，大いに注目を集めているが，しかしながら，これらが唯一の変化ではない。おそらく，政治史家の間ではあまり知られていなくても，東アジア経済史における新しい歴史解釈の登場は，同様に，意味あるものである。

この20年の間に，杉原薫，川勝平太，濱下武志をはじめとする日本の経済史家は，19世紀末から20世紀初頭の「アジア間貿易」の成長の重要性を強調してきた<sup>1)</sup>。経済成長をもっぱら西

欧との貿易の点から捉えてきた史観（西洋中心史観）に対して、彼らは、19世紀末から20世紀初頭における、南アジア、東南アジア、東アジアの相互間に現れる通商関係の急速な発展を証明した。彼らの議論によれば、この通商関係の発展は、日本と他のアジア諸国における産業発展と、華僑、印僑らの地域間ネットワークの発展の結果であったとされる。当時、これらのアジア地域が、西欧諸国の公式的な政治的影響下にあったにも関わらず、この通商関係は発展したのである。そして、この時期を通して、アジア間貿易はかなりの大きさとなり、アジア諸国にとっては、西欧との通商関係よりも、一層重要性を帯びるようになった。

さらに、ピーター・ケイン（P. J. Cain）とアンソニー・ホプキンス（A. G. Hopkins）が描く、イギリス帝国主義の「ジェントルマン資本主義」論を援用しながら<sup>2)</sup>、日本、中国、英領インドの工業化にあっては西欧からの投資が決定的な役割を果たしたとして、ヨーロッパ帝国主義は、実際には、アジア間貿易の成長を促したのだと強調している。それゆえ、19世紀末以降から、アジアの産業利害と西欧の金融利害との間には、かなりの「相互補完」関係が存在したとしている。この主張は、1970年代と80年代に具体的に進行するような地域統合が、19世紀末以降から自然な成り行きとして展開していたことを示したものとして、まさに経済関係論をはるかに越えた広がりを持ち、地域史研究への主要な修正を迫るものであった。

政治史家と外交史家にとって、アジア間貿易が地域の発展にとって劇的な役割を果たすという考え方は、東アジア史研究に新しい視点を提供するものである。とくに、太平洋戦争の起源に関心を有する者には、多くの問題を提示している。例えば、アジア間貿易の興隆がそれほどまで重要ならば、真珠湾攻撃に至る過程において、アジア間貿易の存在は、いかなる役割を果たしたのかという問題がうかぶ。そして、1930年代の不況は、アジア間貿易に打撃を与えたのか、アジア間貿易はヨーロッパ植民地政府と日本との緊張感を高めたのか、換言するならば、1930年代において、アジアの産業利害とヨーロッパの金融利害との「相互補完」関係は崩れたのか、という疑問がうかぶ。また、アジア間貿易の通商網は、1930年代にも存続したのか、そして、太平洋戦争の勃発は、ともかくも、この経済的影響力とは関係のないものなのか、それとも太平洋戦争は、ただ単に日中間の摩擦や、1939年と41年の世界的規模での危機といった、特定の要因の結果として勃発したものなのか、という疑問もうかんでくる。

最近では、杉原は、秋田茂、籠谷直人らの他のアジア間貿易論者とともに、1930年代のヨーロッパ植民地帝国内における日本の貿易の影響について考察を加え、これらの疑問に答えようとした。彼らの描くところでは、1930年代の経済的な緊張は、実際には、これまで過大視されたものであり、地域のレヴェルでみるならば、アジア間貿易は地域統合力として機能したのであり、アジア国際秩序は崩壊したのではない、とされている。彼らの考え方は、1930年代のアジアの貿易の純然たる規模の示すところは、この10年間で基本的に保護主義の時代として規定し、ヨーロッパの帝国圏が閉鎖的な経済ブロックを採用したとみなすことは、不正確であると

いう観察を基礎にしている。そして、1930年代においては、ヨーロッパ製品にとってのアジア市場に日本製品の進出が明らかになるなかで、植民地政府はそれに対して、僅かな制限を課しただけであり、基本的には自由貿易の姿勢を貫いたと主張している<sup>3)</sup>。彼らは、「ジェントルマン資本主義」論を適用しながら、日本製品の競争力の向上に対応して、産業利害よりも、むしろ金融利害がイギリスとオランダの本国を規定したと説明している。そして、1930年代のイギリス本国の最も高い関心事は、ポンドの信用を支えることにあり、したがって英領インドや他の植民地は、本国への債務返済を履行しなければならない立場にあったとする確信を前提にしていた。植民地の債務履行の問題は、オランダ本国と蘭領東インドにおいても同様とされた。それゆえ、イギリスとオランダの対外政策は、アジア間貿易を抑制するのではなく、むしろ、植民地の第一次産品の販売収入と日本製品への課税収入の増加を通じた、債務履行の円滑化に重点があったという<sup>4)</sup>。また、彼らは、香港上海銀行のような（中国の）金融機関を通して、ロンドンの（金融街）シティは、アジア間貿易を資金面から支え、そして、アジア地域内の発展から利益をあげていたとも強調している<sup>5)</sup>。

日本の歴史研究では、1930年代を通して、イギリスは一貫して、日本への宥和政策をとり続けたと考えられているが、この認識は、上記の議論を補強することになる。細谷千博<sup>6)</sup>、佐々木雄太<sup>7)</sup>、木畑洋一<sup>8)</sup>らの研究にみられる、こうした理解は、イギリス本国はヨーロッパ内での立場や帝国内での不安定さゆえに、日本との対立を避けようとし、実際に東アジアにおける日本の影響力の拡張を追認するような調停策を追求したとするものである。とくに、イギリスは、中国市場において、日本が製造業を掌握し、イギリスが投資や資本財の供給を担うような、市場の共同開発を企図するようになったと強調している。これは、摩擦ではなく、協調に即して日英関係が動いていたとする、アジア間貿易論者の確信にそうものであり、彼らの理解を裏付けることになる<sup>9)</sup>。

杉原、秋田、籠谷は、共同研究『1930年代のアジア国際秩序』（溪水社、2001年3月）での分析から、「相互補完」関係は、1930年代まで続いていたと結論している。さらに、その関係は、地域内において、戦後に発展する通商レジームの原型とみられるような、新しい国際秩序の発展に基盤を提供したと主張している。この議論のなかで、秋田、籠谷は、最新の論文で、1930年代の経済的相互依存関係の深さから考えても、1937年以降にアジアを襲う戦争は、日本とヨーロッパ帝国圏との通商摩擦に起因するものとは見なされないと議論している。むしろ、太平洋戦争は、日本と中国のナショナリズムとの衝突から生起したと捉えられているのである<sup>10)</sup>。

この議論は、まさに既存の1930年代の東アジア史研究に挑戦した、極めて刺激的な再解釈である。しかし、問題は、アジア間貿易論者が、アジア経済の本質と発展に重点をおきながらも、その経済と政治との関連についての彼らの分析に疑問が持たれる点である。最も批判の対象となる点は、彼らが、アジア間貿易の成長を、国境を越え得る平和的な地域統合過程として認識

し過ぎていることである。そのために、アジア間貿易の成長が、植民地帝国との間で、非常に複雑な、そして時としては対立的な関係を有したこと、そして協調的というよりは、むしろ対立を喚起する原動力であったこと、を示す多くの事実を無視することになっている。

とくに、1930年代の日英間の貿易競争問題が、当時の不安定要因となっていたとする歴史認識の形成には、有力な事例が存在する。この問題の重要性を理解するためには、日英間の貿易競争問題が、イギリス本国内の政治、そしてイギリス政府内の外交政策や通商政策に、いかなる影響を与えたかを具体的に検討する必要がある。明らかな事態は、日本製品の競争力への脅威が、植民地帝国内において厳しい輸入制限策の導入と維持に繋がったことである。こうした政策は、日本との関係を悪化させることは明らかであった。換言するならば、日本製品の脅威によって喚起されるイギリス国内の経済ナショナリズムは、経済的有和政策よりも強い影響力を有することが立証されているのである。

## 1. ランカシャーの政治力

当時において、日英間競争は、アジアに限定されたものとはみられていなかった。日本製品からの脅威は、アフリカ、中近東、ラテン・アメリカにまで広がったからである。しかし、そうであったとしても、日英間の政治的関係に対するアジア間貿易の成長の効果を評価するには、まず、アジア間貿易の成長がイギリス国内の対日本認識形成に与えた効果について、概観しなければならない。第一次大戦以降、イギリスの多くの製造企業は、日本製品の競争力の向上を、日本の不当な通商のやり方に基づく、歓迎されざる発展とみていた。この日本に対する憤慨の意識は、1930年代の初頭に大きく膨れ上がった。1930年代初頭に、円の通貨価値の切り下げによって、綿製品、セメント、電球、ゴム靴、自転車、陶器、櫛などの日本製品が、南アジアと東南アジアの市場に、どっと流れ込んだためであった<sup>11)</sup>。すでに、(1929年からの世界)大恐慌が通商にたいして恐ろしい打撃を与えていたなかで、この厳しい競争はイギリス人製造企業にとっては、一種の屈辱であった。(合板、ベニヤ板を取り扱う—*Directory of Malaya 1941*, (Lithographers Limited, Singapore) を参照) ヴェネスタ (Venesta) 社のシンガポール代理店が、1932年12月に本国に宛てた手紙は、その典型である。

シンガポールや、蘭領東インドにおける、日本の競争力の高まりは、非経済的な要因を基礎にもつものであり (this uneconomic Japanese competition)、有害であり、かつ破壊的である。それゆえ、何らかの行動を起こすのでなければ、イギリス政府とオランダ政府は、日本製品にとっての領域をつくり、利用されることが良いことになる。この市場における日本製品の競争と呼ばれるものは、経済戦争なのである<sup>12)</sup>。

この種の強烈な表現は、すぐ様、共通のものになった。日本を激しく批判した文書群が、新聞

誌上を通して広範に公表され、会議や集会では挑発的な演説がなされた。こうした加熱する状況のなかで、実業家たちは、ただちに人種的な中傷や罵りに訴えるようになった。「黄禍」論に言及するものが現れ、日本との競争は西欧の生活様式にとっての脅威であるとの広範な批判がなされた<sup>13)</sup>。

イギリス製造業者は、同業組合や地域を代表する下院議員を通して、政府に保護主義的な政策を導入するように働きかけた。とくに、ランカシャー（Lancashire）綿業は、いまなおイギリスの輸出貿易において最大のシェアを占めており、下院議員やマンチェスター商業会議所（the Manchester Chamber of Commerce）、そして究極においては綿貿易連盟（Cotton Trade League）を通して、政府に行動を起こすように働きかけた。1930年代の貿易競争問題の重要性を軽視する議論の多くは、これらの扇動が、強い政治的な発言力を欠いており、効果的なものではなかったと仮定している。とくに、この点で重要なのは、クライヴ・デウィー（Clive Dewey）の論文での主張が、広範に採用されたことである。彼の議論は、ランカシャーの繊維産業がかつて行使していた政治的圧力は、政党政治機構の求心化とそれに伴う地域組織の後退によって、20世紀初頭には失われたというものであった<sup>14)</sup>。しかし、クライヴの観測が全般的な傾向をとらえたものであったとしても、1930年代の特殊な環境のなかで、ランカシャーは今尚、ある程度の政治力を行使しえたことを確認することが重要である。

バスデヴ・チャタジー（Basudev Chatterji）は、彼の著書『通商、関税、帝国 — ランカシャーとイギリスのインド政策 1919-1939年』において、ランカシャーの鍵となる特性は、当時でも、ランカシャーが下院において、一州としては最大の代表者数の62名という地方議員メンバーを維持していたことであるとのべている。<sup>15)</sup> 1931年11月と35年10月の間に、5人を除く全ての議員（57名）が、挙国一致内閣の支持者であり、そのなかでも55名が保守党議員であった。挙国一致内閣の多数派を鑑みれば、この数は、相対的には重要性を持つものではない。しかし、実際には、彼らの忠誠が不可欠であり、そして、そうでありながらも、忠誠を得ることは確実に保証されたものではなかったのである。（彼らの忠誠が不可欠であったことは）事実であった。なぜならば、ランカシャーの盛衰が、当時の主要な政治課題としてのインドの憲法改正と深く結びついていたからであった。

インドは、ランカシャーにとって最大の輸出市場であったが、1930年代には日本製品とインド綿業の競争圧力によって、ランカシャーの市場占有率は低下した。ランカシャーは、この貿易の浸食を、イギリス政府がインドの関税自主権を認めたためであるとして非難した。（インドの）関税自主権の回復によって、イギリス製品にも高率な関税がかけられたからであった。それゆえ、ランカシャーは、輸入関税の引き下げと日本製品の輸入制限の実施を、ロンドンとデリーに働きかけて、立場の改善につとめた。もし、この要求が拒否されれば、そして、もし実際に帝国植民地市場において日本製品への対抗策が実施されなければ、インド省大臣のサミュ

エル・ホア卿 (Sir Samuel Hoare) が「数にして非常に侮りがたいグループ」と呼んだ、ランカシャー選出の議員が、インドに提示される憲法改正案に反対する保守党内の「頑固な人々」(die-hards) と合流するかもしれないことは明らかであった。<sup>16)</sup> インド問題の頓挫は、倒閣の要因にもなり、さらに保守党内の分裂にも繋がりがねないために、この問題は重要であった。<sup>17)</sup> 1935年6月にインド統治法が最終的に可決してもなお、次の数年にわたって、立法権に関わる様々な議事がイギリス議会で取り上げられたために、ランカシャー選出の議員は、政府を揺るがす政治力を有した。それゆえ、ランカシャーは、このインドの重要性に基づいて、普段であれば持ち得なかったであろう影響力を有し、日本製品を抑えるような政治力を行使したのであった。

また、ランカシャーが、影響力を行使するために、他の手段に訴えたことも重要であった。ランカシャーは、保守党内の高等協議会 (the higher councils) において、独自の発言権を有した。トーリー党員のロード・ダービー卿 (Lord Derby) は、ランカシャーに政治的基盤を有し、彼の息子のオリバー・スタンリー (Oliver Stanley) は、ウエストモアランド (Westmorland) の下院議員であり、丁度、1930年代初頭に下院議員の職についたところであった。加えて、サウスポート (Southport) の議員のロバート・ハドスン (Robert Hudson) と、1936年に保守党の委員長となった、チョーリー (Chorley) の議員ダグラス・ハッキン (Douglas Hacking) を含む、多くのランカシャー選出の下院議員が下級公使を努めていた。

また、ランカシャーだけが、唯一、日本製品との競争問題に関わったと考えることも間違いである。日本製品の進出は、多くのイギリス製造業に影響を与えたからである。その結果、ランカシャー選出の議員らは、絹業、靴下製造業、毛織物業、窯業などの産業利害を代表する、チェシャー (Cheshire)、ヨークシャー (Yorkshire)、ミッドランド (Midlands) からの選出議員による行動要求のメンバーに加えられた。また、彼らは、保守党右派の保守主義者の積極的な後援にも支えられていた。さらに、日本製品の競争力が雇用機会に与える影響に関心をもつ、労働党も同様であった。貿易制限策に関して、下院で行使された圧力の程度は、1931年から35年までの議会において、85名全員の議員が日本の競争力にたいして批判的な姿勢で発言している事実に示されている。1933年2月から34年3月の間に、この問題についての八回もの延会動議に関する討議があり、どの時点にあっても政府は、ランカシャー選出議員によって出された決議案をめぐって、あえて採決に踏み切ることはなかった<sup>18)</sup>。

## 2. ランカシャーと帝国の利害均衡

以上のように、イギリス政界内において掌握力のある圧力団体は、日本との競争に関心を持ち、イギリス製造業の利害を守るために貿易制限に訴えることを支持した。しかし、同時に、

この国内の政治力の影響は、より広い国際的な、そして帝國的な利害関係と、バランスを保つことになった。政府にとって、とくに外務省にとっては、日本の貿易に対抗する行動は、外交の視点から判断されなければならないものであった。概してのべれば、この政界では、日本が侵略行為に乗り出すかもしれないという観点から、日本に敵愾心を起こさせることは望ましくないと考えており、日本がイギリス製品に報復を仕掛けるかもしれないような全面的な通商戦を開始することは一切望まないというものであった。換言すれば、日本に対するイギリスの政策は、全般的には、ランカシャーの祭壇にのぼって、生け贄になってはならないというものであった。さらに、植民地内に見れば、厳しい輸入制限策は現地人の低廉な商品への接近を否定するかも知れず、ひいてはイギリス本国への不満の火に油を注ぐことになりかねないものであった。また、圧力団体の政治力は認識されていたが、政府内には、ランカシャーの不幸の多くは自ら招いたものと確信し、ランカシャーの利害を代弁する政治圧力団体に同情するものは少なかったと、理解されるべきである。例えば、インド省大臣のホアは、1933年の半ばに、「狭量で自暴自棄な」ランカシャーに言及している。そして、この認識は、商務院（the Board of Trade）総裁のウォルター・ランシマン卿（Sir Walter Runciman）が、1934年1月に、マンチェスターを訪問したときに、彼の父に宛てた手紙のなかで、私をもてなした主人らは「狭量で自己中心的なやつたち」と記して、繰り返されることになる<sup>19)</sup>。このように、位置づけとしては、ランカシャーが感じている程度は正当であると認められるほど、ランカシャーは日本の競争問題に関する議事日程を、とり仕切るところにはいなかったのである。しかし、同時に、ランカシャーは、政府が危険を覚悟するならば（やっ）無視しうような、強い強制力を構築していた。

日本に敵愾心を起こさせることなく、かつランカシャーを満足させるような、扱いにくい仕事に直面しながら、1932年から34年のイギリス政府の当初の政策は、東京の日本政府と大阪の綿工業者に、輸出規制の必要を理解させ、綿製品についての国際カルテル形成を認めさせるために、外交と威圧を入り混ぜて使用した。イギリスの利害を守るための、より強力な防衛行動は、日本が協力を拒んだ時にのみ[その時でさえ、東京と大阪に協力するよう、長期間にわたって、説得することが望ましいとされていたが]、採られることになった。この姿勢は、イギリスによってなされた最初の重要な発案のなかで、はっきりとわかる。たとえば、西アフリカの英領植民地が、一年をおいて、日英通商条約を撤回するとした1933年5月の声明は、日本への強力な警報として、世界市場の分割をめぐる産業レベルでの議論の時期が到来したことを示すものであった。また、1933年夏に、デリーのインド政府は、1904年の日印（通商）協定を廃棄して、日本綿製品への輸入関税率を引き上げることを選定したが、イギリス内閣がこの決定を承認したことは、日本にたいして、インド市場をめぐる特定の交渉に参加することを強いるものであった<sup>20)</sup>。

ランカシャーと日本との間のバランスをとろうとするイギリスの行動は、話し合いのなかでも継続された。日本とインドの代表が1933年の秋に、インドのシムラで開かれた（第一次）「日印会商」の最初に、イギリス政府は、ランカシャーの利害に即して動くことをインドに強制するものではないと示すために、ほとんど超然としていた。唯一、介入したのは、1933年12月のことであり、それはインドがランカシャーに直接に損傷を与えるような譲歩姿勢をみせると感じられた時であった。しかし、この時でさえ、イギリスは、日本の世論を過度に刺激するとの観点から、その介入を公にすることを拒絶した<sup>21)</sup>。しかしながら、この戦略の危険性は、両国に公平であるように試みながらも、結局は、いずれにも歓迎されず、また将来において、両国がより理性的な姿勢に転換させることに繋がらなかったことである。従って、日本によるインド棉花購入の見返りに、四種類[平織生地、縁付生地、晒、加工]に区分された日本綿製品の対インド輸出を認める、クォータ制を内容とする（第一次）日印（綿業通商）協定が、1934年1月に成立したが、ランカシャーと大阪の綿工業の間にある敵意を小さくすることは全く出来なかった。この対立は、1934年2月にロンドンで開かれた、世界市場の分割をめぐる民間代表者間の話し合いのなかで明確となる。この交渉において、見解の一致点は全くみられず、ただちに決裂したからであった。

### 3. 日英民間交渉決裂後の両国

#### (1) イギリスによる輸入割当制の実施と実効性

ロンドンにおける民間レベルでの話し合いが失敗したことで、交渉を成功裏に納めようとした政府の進路は途切れてしまい、1934年春の時点において、イギリス政府は日本の利害に即した政策を採用するか、またランカシャーのそれに即した政策を採用するか、という選択に迫られた。そして、イギリス政府は、イギリス国内の政治的風潮と、日本はイギリスの行動に従うべきであるとする示威行動を考慮しながら、ランカシャーの利益を守るために行動した。1934年5月に、イギリスは、西インド諸島、西アフリカ、マルタ島、キプロス、サマリランド、モーリシャス、セイロン、マラヤ、フィジーに、綿製品と人絹製品の割当制を導入したのである<sup>22)</sup>。政府の当初の計画では、輸入割当量は、それぞれの植民地における1928-32年までの年平均輸入量の実績を基準にした。この基準は、日本を過度に挑発することなく、ある程度までランカシャーを保護するに、十分であると考えられた。日本の輸出の高まりは、円通貨を切り下げた1932年から生じており、日本の実績が高まる、その1932年分を包含していたからである。しかし、この計画が、1934年5月2日に、商務院からマンチェスター商工会議所の代表に説明された時に、その代表の反応は、制限策は全く不十分であるという厳しいものであった。ランカシャーの実力のほどが示されるなかで、政府内では、直ちに割当の基準を1927-31年の年平均

均実績に変更することが決定された。明らかに、この期間は、日本製品の輸出実績の比較的少ない時期であり、日本製品の割当を少なくすることを含意していた<sup>23)</sup>。

アジア間貿易論者を含めて、多くの歴史家は、この輸入制限策は実質的な効果を持たなかったと述べている。そこでの議論は、日本とイギリス帝国との貿易は実際には減少しておらず、ランカシャーの期待したことが実現することはなかった、というものであった<sup>24)</sup>。これは、ある程度まで、事実であるが、重要なのは、この事実を事象の前後関係のなかに位置づけることである。（たとえば）日本とイギリス帝国との貿易が、東アフリカや中近東などのいくつかの植民地において高い水準で維持された理由の一つは、国際法によって、割当制が導入できなかったというものであった。ケニア（Kenya）、ウガンダ（Uganda）、ナヤサランド（Nyasa-land）では、イギリスは、1919年9月のセント・ジャーマイン（Saint Germain）協定条項の規定によって、行動を縛られていた。同協定は、植民地政府にたいして「門戸開放」政策を採用するように求めていたからである。そして、この協定条項は協定締結国全ての合意によって、はじめて廃棄できるものであったが、その締結国の一つに、日本がいたのである<sup>25)</sup>。加えて、イギリスの委任統治領における法的な責任についての理解は、統治国のためにではなく、むしろ委任統治領の現地人の利益に即して行動しなければならない、というものであった。低廉な繊維製品の輸入制限は、大衆にとって有害であろうということで、イギリスは、タンガニーカ（Tanganyika）、パレスタイン（Palestine）、トランスジューダン（Transjordan）において行動に出ることを阻まれた。従って、日本は、これらの地域に自由に接近することを享受し、輸出を徐々に増やすことができたのである。加えて、イギリスは、香港、アデン（Aden）、ジブラルタル（Gibraltar）などの、帝国圏内の中継貿易港においては、その港の機能を損ねるような制限策を導入しないことを決定した。この決定は、日本をして、自由にこの中継港に接近させただけでなく、割当制が引かれている植民地諸国にむかって、再輸出を通して製品を送り込むことを可能にさせた。イギリスの制限策は（中継貿易港を通した再輸出という「抜け穴」によって）換骨奪胎されることになったのである。

しかし、再輸出の方法であっても、割当制を導入した直轄植民地においては、日本製品の市場占有率の、ときおり急激な、落ち込みを阻止することは出来なかった。直轄植民地における貿易統計は、日本製品の輸入実績のピークは、明らかに1933年にあり、その後、日本製品の輸入が低下することを示していた。それは、輸入量そのものの低減というよりも、供給量の減少による日本製品価格のイギリス製品価格への接近によっても引き起こされた<sup>26)</sup>。ランカシャーは、この日本製品の価格上昇によって、日本製品を全て代替することはなかったが、有利な立場にたった。早くも、1935年6月に、植民地省は、各植民地政府の総督に、下記の文書を送付した。

疑いもなく、割当制は、それが適用される商品における、イギリス製品の市場占有率の回

復には有効である（中略）、ある段階では、イギリスからの輸入は3倍も回復したし、平均でも、2倍以上は回復した<sup>27)</sup>。

この報告にみられる成功事例の一つは、英領マラヤであった。太平洋戦争期の日本の統計によれば、日本製品の英領マラヤでの輸入実績は、ピークであった1933年の9900万碼から、37年には5300万碼へと減少した<sup>28)</sup>。一方、ランカシャー製品の売上実績は、1933年の2500万碼から37年の5300万碼へと増加した。さらに、日本は、実質的には、西アフリカとの貿易から、閉め出されていることも認識した。1934年からこの地域に進出することが難しくなり始めたのであり、これは明らかに日本にとっての後退であった。ランカシャーにとって、西アフリカは、そうした市場の可能性を秘めていたために、1930年代末までにインドに次ぐ二番目に大きな市場になった<sup>29)</sup>。

制限策が影響力を有したことは、次の事実によって表現された。ランカシャーの利益を代表する政治圧力団体でさえも、十分に満足したこと、そして、日本からの競争への不満の聲が、下院において、顕著に減少したことであった。また、シティにとって、アジア間貿易は重要であるとの声にも関わらず、金融・商業界からの割当制への抗議は、僅かであり、またその抗議が影響力を有するものではなかったことを指摘することも重要である。最も大きな抵抗は、海峽植民地の商人から表明された。中継貿易港としてのシンガポールとペナンは、制限策によって影響を受けたとして、不満をのべた。海峽植民地の商人らは、ロンドンからの支援を得るように行動を開始したが、その努力は有効なものではなかった。下院において、唯一、オークニー（Orkney）とゼットランド（Zetland）からの自由党議員、ロバート・ハミルトン卿（Sir Robert Hamilton）が、不平を申し立てたのみであった<sup>30)</sup>。

## （2）日本における反イギリス感情の高揚

貿易制限策が、満州事変をめぐる日本への初期的な国際的非難に続いて採られたために、日本の国内そのものでは、制限策を通して、反イギリス感情の高揚につながった。東京にいる外国人報道陣への政府の声明や、著名な政治家やジャーナリストによる外国人向けの論評には、貿易差別待遇へ不満や、自由貿易体制への復帰を求めるもので満たされていた。たとえば、1935年9月に、外務大臣広田弘毅は、外国人ジャーナリストとの会見において、次のように述べた。

もちろん、我々は競争相手である。しかし、競争相手になったことが、罪であろうか。ヨーロッパの方々が、この競争を恐れるなら、前進して、さらなる文明の進歩を考案されるべきであろう。相手を抑圧したいという考えは、哀れだ。日本人（they）は、あなた方と十分に競争しているからだ。文明のより高い水準を目指そうとしている国民を否定することは、哀れなことだ<sup>31)</sup>。

他の国による日本製品への制限策導入には、イギリスが「黒幕」であるとの推察にもとずいて、格別な敵意が加えられた。たとえば、ドミニオン（自治領）諸国では、財政上と法律上において本国から独立していたが、1935年にカナダと、そして1936年にオーストラリアとの間で生じた争いの背後に、イギリス本国が潜んでいないと信じることは、日本にとっては難しいことであった。また、1935年に、エジプトが、その年の日本綿製品輸入実績の1億4000万碼を、37年には2000万碼へと減少させるような劇的な処置にでたことや、そして、1936年に、イラクが、そこに殺到してくる繊維製品を取り締まろうとしたことなども、全ては独自になされたことであつたが、日本にとっては、納得できるものではなかつた<sup>32)</sup>。

貿易問題における日本側の不満は、日本の学界においても明らかであつた。1936年8月の（アメリカ合衆国カリフォルニア）ヨセミテ（Yosemite）での、太平洋問題調査会（the Institute of Pacific Relations）の会議において、日本の代表は、日本製品輸出への制限策にたいして厳しく批判した<sup>33)</sup>。会議の後に、代表の一人で、経済学者のタダオ・ヤマカワ（Tadao Yamakawa）は、雑誌『パシフィック・アフェアズ *Pacific Affairs*』に、貿易差別待遇についての攻撃的な文章を書いた。そのなかで、ヤマカワは、日本の成長はまったくもって自然な発展であり、「東西間の経済力の均衡に重要な変化」をもたらすものである。この進展が、イギリスのような西欧諸国によって妨げられることは悲しむべきことである<sup>34)</sup>、と指摘した。冷静に状況を評価した上で、ヤマカワはつぎのように観察した。

（中略）日本の経済的拡張は、（中略）全ての人の生活向上を含意していなければならない。

（中略）突き詰めれば、東洋と同じく、西洋も、西洋のみが潤った時代以上に、向上するに違いない。突き詰めて考えれば、そこには警戒するようなことは何もないのである。しかし、同時に、この究極の生活向上がもたらされる前に、（中略）過渡期があり、それはいつも困難を抱えており、あらゆる種類の混乱、不均衡、破壊さえ起こるのである<sup>35)</sup>。

ヤマカワは、「西洋の既存の秩序を守ることと、東洋の前進を支持することとの、健全な均衡」への打撃による「混乱が継続」することなしに、この過渡期を、両者の善意をもって、やり過ごすことは可能に違いないと期待していたのである<sup>36)</sup>。

#### 4. イギリスにおける対日本宥和論 — 知識人と外務省 —

通商問題が大きな害になるのではないかと懸念は、ヤマカワだけのものではなかつた。西欧にあっても、多くの観察者は、イギリスの保護主義は日本に孤立感をうえつけると認識しており、日本の対中国膨張主義は、一面において、ヨーロッパの通商制限策への反応であると述べられた。学者、ジャーナリスト、政治家にとって、移民や自由な輸出拡大のような自然な拡張手段を否定された日本が、軍事力によって問題を解決しようとすることは明白であつた。例

えば、1934年1月にロンドン王立国際問題研究所 (the Royal Institute of International Affairs) のアーノルド・トインビー (Arnold Toynbee) は、日本の満洲侵攻は経済的要因から発生したのであり、「もし世界が日本にたいして、日本の切迫した病気に適う治療方法を提示しなければ、こうした武力による解決策は、他のものによっても採用されることは明らかである」<sup>37)</sup> (傍点は訳者) と注意を喚起した。従って、比較的制限のない環境のなかで通商は継続したとするアジア間貿易論者の描くところとは逆に、同時代人は、割当制が鎮静剤ではなく、どちらかと言えば、効き目の強いものであると感じていたのである。

これらの懸念を表明した議論は、自由主義的な知識人の間に限られたものではなかった。これらの知識人の議論は、イギリスの政界にも影響を与えたからであった。彼らの議論は、保護主義がもたらす効果に全般的な関心が高まるなかで、かなりの程度、その部分を占め、そして一群となったからである。1935年から36年にかけて起こった、エチオピア危機と、ヒットラーによる、かつてのドイツ領植民地の奪回要求のなかで、イギリスとアメリカ合衆国の政界における自由主義者のなかでは、保護主義は、国際システムに危険であるとの合意を有するようになった。とくに、ドイツ、イタリア、日本に関心が集まり、また、それらの国を表象したような「持たざる」諸国への関心も高まった。植民地帝国での保護主義によって、資源への接近が困難になった「持たざる」諸国への関心であった。ある者は、この問題は、植民地を返してやるのが最善策であると述べた。しかし、多数派は、問題点が、資源への接近困難そのものにあるのではなく、むしろ「持たざる」諸国が、貿易制限によって、原料購入のための外貨準備不足に直面したことにあると考えていた。それゆえ、最善の解決策は、1930年代前半に各国を刺激した「経済ナショナリズム」から離れて、より自由な通商レジームをつくりだし、とくに植民地領域との通商を妨げるような障壁を除去することにあると主張された。イギリスの政治評論家ノーマン・エンゲル卿 (Sir Norman Angell) が1936年に述べたように、「我々は、関税政策、通貨政策、為替規制が、単なる一国家レベルの問題ではなくなったことを直視しなければならない」状況が現れたのである<sup>38)</sup>。

こうした状況に影響されて、イギリス政府は、「持たざる」国への経済的な宥和策に傾いていった。日本の場合には、1936年の夏に、イギリス外務省が貿易問題の再考を表明するようになる。こうした再考は、イギリスの貿易制限策への日本側の憤慨の高揚を伝える報告書群によって、もたらされた。1936年6月に、リース＝ロス卿 (Sir Frederick Leith-Ross) は、イギリス政府の経済顧問として、東京を訪れ、イギリスは、産業レベルで合意された割当制に代えて、世界市場をめぐる(市場)領域分割を求めていることを伝えた。しかし、日本の外務大臣広田弘毅は、これ以上の輸出減少に繋がるような通商問題交渉に臨むつもりはないと、この申し出を拒否した<sup>39)</sup>。同月に、東京のイギリス大使館商務官ジョージ・サンソム卿 (Sir George Sansom) は、日本経済の年次報告にて、下記のように述べた。

基本的に、日本は小さいし、膨張を決定するほどに資源は乏しい。もし、外に広がることができなくなれば、日本は暴発することになる。しばらくの間、日本は、その膨張が、かなりイギリス帝国によって規制されていると考えている。そうであるとすれば、もし日本が暴発するとなると、我々は、かなりその責任を負わなければならない。いずれにせよ、我々は非難されることになる<sup>40)</sup>。

東京駐在大使ロバート・クライヴ卿（Sir Robert Clive）は、同様の認識を持っていた。そして、ロンドンにたいして、日本はイギリスをして、エジプトやオーストラリアでの貿易問題の黒幕であると認識していることを伝え、注意を喚起した<sup>41)</sup>。他方、ほぼ同時期に、新しくロンドンの日本大使になった吉田茂から、これらとは違って、（イギリスにとって）励みになるようなメッセージが届いた。日本は、より広範な日英間協定のなかの一部として、（輸出）自主規制案に合意するであろうと示唆したからである<sup>42)</sup>。

しかし、日本への譲歩案は、いまだ非常に異論のでる問題であったために、この交渉は容易には進まなかった。ほぼ同じ時期に、国際連盟の経済部が、イギリスは、その割当制を緩めるべきであると提案したが、ネヴィル・チェンバレン（Neville Chamberlain）大蔵大臣は、「我々の対植民地輸出貿易をめぐる、これ以上、日本に譲歩する用意はない」<sup>43)</sup>と述べた。問題の焦点は、イギリス、フランス、合衆国の「三国通貨協定」（1936年9月）が貿易に与える要素を議論した、1936年10月の政府内各省間委員会（an inter-departmental committee）で、一層明らかになった。この（三国通貨協定）声明は、三国間によって、フラン通貨の切り下げを認める決定を付加していたが、三国は「割当制と為替管理からなる現在のシステムの全廃を目指す、段階的な規制緩和」<sup>44)</sup>に取り組むことを宣言した。しかし、各省間委員会で、この規制緩和の公約を議論したときに、直ちに、イギリス帝国内の植民地に導入された綿製品の輸入割当制は、交渉の対象から外すことが指示された<sup>45)</sup>。

実際に、日本の貿易への新しい制限策が、続けて導入された。イギリスそのものの内では、この時期に、櫛、湯たんぽ、小刀、針、傘といった日本製品を対象に、あからさまな輸入関税が導入された<sup>46)</sup>。帝国の内では、新しい制限策が、様々な様相を呈して現れた。（第二次）日印会商と、（第一次）日緬会商が開かれているなかで、ロンドンのインド省側は、ランカシャーの利害が守られることに固執した。日本にたいして、加工綿製品の種類を「捺染」と「その他」に分割して、前者の輸出に厳格な制限を課すことが求められた。「捺染」において、日本は高い品質を有し、ランカシャーと直接に競争をしかけてきたからであった。両会商にあたったインド政庁とビルマ政庁は、このロンドンからの圧力に反対したが、インド省は、もしそれが実現しなければ、「深刻な政治的反動につながりかねない、ランカシャーからの激しい抗議の危険性」<sup>47)</sup>を示唆しながら、「捺染」の規制に固執した。従って両政庁は、それに従うしかなく、日本政府の代表との厄介な交渉のあとで、この新しい規制策を最終合意に挿入させた。加えて、

日本の代表は、綿製品の「フェンツ」[短丈]の輸出制限をも求められた。そして、日本代表が、同様の、絹と人絹の「フェンツ」に関する規制案を拒否した時に、インド政庁は、すぐに自ら、それら製品への規制策を導入した<sup>48)</sup>。また、これらの（第二次日印綿業）貿易協定が署名される前でさえ、インド政庁は、イギリス議会にたいして、日本に対する政庁の強硬姿勢を力説した。それは、インド政庁自身が、イギリス製品への輸入関税率を引き下げよと圧力をかける、ランカシャーの意見を鎮めるために、必要と考えられた姿勢表明であった。1937年2月に、インド省政務次官 R.A. バトラー (R. A. Butler) は、日本とビルマとの貿易は一年につき4,200万碼に限定されることになるはずだと、イギリス議会で指摘した。これをめぐって、バトラーは幾分満足げに力説したように、この数量は、その前年の貿易実績の、たった三分の二にしかない「例外的に低い数字」<sup>49)</sup>であった。

新たな貿易規制策は、西アフリカでもまた導入された。他の地域では、全ての外国人輸出商に対して、割当基準が設定されていたが、当初、この地域の割当制は、唯一、日本製品を対象にするものであった。これはフランスに機会均等を確約した英仏間の協定の存在によるものだった。しかしながら、1936年秋に、この協定が廃止されるや、イギリスにとっては、ただ日本に対してのみ差別的な対応をとるのではなく、むしろ、西アフリカ地域に向かうあらゆる国の綿製品輸出にたいして、割当制を採用することが可能になった。植民地省は、西アフリカ地域にむかって、安価な中国綿製品の波が新たに押し寄せて来ており、これらのなかには、日本からの再輸出品や上海における日本の在華紡製品が含まれていると、非常に疑っていたために、性急にこの割当制を実施した。こうして1937年1月1日に採用された新たな割当制は、以前より高い割当数量を日本に与えたものの、全体的な効果としては、日本製品が利用していた、先述の（貿易中継港を通した再輸出という）抜け穴を封印することになった<sup>50)</sup>。新たな規制策は、英領マラヤでも考えられていた。英領マラヤにおいて、日本は、（その国籍を）偽装した製品 (made-up goods) を輸出することによって、割当制をくぐり抜けていた。しかし、イギリス政府内の官僚的な論争によって、新たな規制策導入を行動に移すことは遅れた。

こうした背景があったにもかかわらず、イギリス外務省は、割当制は廃止され得るという希望を持ち続けた。こうしたなか、1937年初めに、日本とアメリカ合衆国との貿易会議が決着をみて、日本が繊維輸出の自主規制に同意したという知らせは、イギリス外務省を勢いづいた。加えて、ランカシャーでは、新たな対話に反対することなく、日米協定内容の方向にそった対応を受け入れる用意があるかもしれない、という様相を見せていた。それゆえ、外務省が、1937年2月に、東アジアにおけるイギリスの政策の将来について、内閣に覚書（以下、「極東覚書」）を起草し始めた。極東覚書の勧告の一つは、イギリスは、全てとは言わないが、いくつかの植民地における割当制を緩和すべきだ、という内容であった<sup>51)</sup>。

不幸にも、この極東覚書の完成は遅れ、日中戦争勃発の二日前までに、各大臣に回覧される

準備は整わなかった。そういうわけで、(日中戦争勃発)後のドラマのなかで、その覚書は隅におかれ、二度と顧みられることはなかった。このことは、木畑洋一氏のような日本の歴史家達をして、もし日中戦争が勃発していなかったら、イギリスは日本に対する経済的宥和政策を採用していたかもしれない、という推測へと導くことになった<sup>52)</sup>。当然、このことは、アジア間貿易論者の関心をも引く領域であった。というのは、イギリスがこの方向で動く用意があったという主張は、日本の輸出競争力によって作り出された国際経済秩序をイギリスが受け入れたことを立証するものとして、解釈され得るからである。

しかしながら、残念なことに、問題はそう単純ではなかった。というのは、1937年の春と夏における日本の貿易問題の討議は、イギリスの日本に対する経済的宥和策は、あり得る筋書であった、ということを示唆していないからである(後述)。もっとも先述の極東覚書が完成する前でさえ、外務省は1937年3月に、経済的宥和問題についての総括的な「報告書」の形で、貿易問題に対するイギリスの自由主義的な態度を前進させようとした。この報告書は、他の国々によるイギリスへの経済的不満の広がりを見せながらも、可能性という点で、「我々の保護貿易主義の緩和は、平和に貢献するであろう」という考えを示した。とりわけ日本に関しては、大阪(の綿工業者)は、イギリス帝国への輸出量を調整し、国際繊維カルテルの設立に同意するかもしれない、という観測を有した。この場合、イギリスは、植民地での割当制を廃止することが可能になるであろうし、「結果として政治的状況にとって安堵をもたらす」<sup>53)</sup>ことになる。そこで、この総括的な接近方法に賛成した、外務大臣アンソニー・イーデン(Anthony Eden)は、大蔵大臣チェンバレンにその報告書を渡し、それから各省間委員会は、外交政策に関する内閣委員会のために、経済的宥和策についての「報告書」(6月7日に提出)を新たに準備することが決まった<sup>54)</sup>。

(宥和政策を)行動に移す必要性は、他の出来事によっても促進された。この時までには、国際連盟によって、植民地の資源への接近方法についての調査が、ジュネーブで始まっていた。リース＝ロスは、イギリス代表団長として参加していたが、特に日本がこの調査に大いに関心を示していたために、イギリスはあまり保守的になる訳にはいかない、と確信した。それゆえ、彼は、内閣に宛てて、イギリスには植民地における貿易にあって、「門戸解放」の可能性を進んで議論する意志のあることを、ジュネーブで宣言してよいかどうかを尋ねた<sup>55)</sup>。決着が緊急に求められるなかで、チェンバレンは、この問題を、正式に貿易政策に関する各省間委員会の議題に置いた<sup>56)</sup>。さらに、ここに貿易問題についての日本の関心のあり様を示す出来事があった。1937年初めに日本は、角野重九郎が率いる経済使節団が、7月にイギリスを訪問するだろう、と公表したのである。その上、イギリスによる日本の外交電文の解読によって、日本は、近い将来にイギリスと持ちたいと考えている交渉において、貿易問題の議論を希求していることが暴かれた<sup>57)</sup>。その後のイギリスの貿易問題に関するより柔軟な姿勢が、日本との関

係を緩和し、総体的な和解への途を開きうることは、明らかであった。

## 5. 宥和政策構想の後退 —ランカシャー、植民地省、大蔵省、商務院—

(各省間の)貿易政策委員会(the trade policy committee)が、1937年5月の終わりと6月の初めに、その審議において日本のことを検討したのは、こうした状況下でのことだった。6月7日に提出された報告書のなかで、委員会は、「持たざる」国々が有する共通の主張の意味することに懸念を示し、次のように観察した。

それゆえ、これらの国々を再び国際勢力圏に引き込むという目的のために、彼らの正当性のある不満を処理するような、あらゆる可能性が、考察されるべきである。もし、それが不可能であれば、それらの国々は、孤立することになる<sup>58)</sup>

それゆえ、各省間委員会は、政府は資源調査にあたって、植民地における帝国特惠を緩和する意志のあることを示すべきだ、と提案した。しかしながら、ここには、そうした緩和から生じる利益は、低いコストで生産する国、言い換えれば日本に、及ぼされるべきではない、という条件が付されていた。この付帯条件は、イギリス政府内の長年にわたる懸念を反映していた。その懸念とは、もし完全な譲歩がなされたならば、日本はその低廉さによって利益をあげ、その結果、他のあらゆる国々にとっては損害につながるであろうし、そうなると、イギリスが主要な目的としている、ドイツへの経済的宥和政策も無効に帰するであろうというものであった。この考え方は、下院において植民省大臣ウィリアム・オムスビー＝ゴア(William Ormsby-Gore)によって明言された。6月2日のその時に、彼は、アフリカでの貿易差別待遇の廃止を求めている人々に答えて、次のように所見を述べた。

門戸解放策が、ヨーロッパの労働基準と、(賃金の)最も安いアジアの労働基準との、人々の競争を意味するならば、ヨーロッパによる経済的宥和策には、何ら希望はないのであって、我々はそのことを心に留めておかななくてはならない<sup>59)</sup>。

こうして、内閣は、リース＝ロスがジュネーブにおいて、懐柔的なそぶりをすべきだと提案したが、それは日本にとって何らかの価値を持つものではなかったのである。

しかしながら、各省間委員会は、日本の競争の問題を軽く扱ってはいなかった。その報告書(6月7日)の長い項で、委員会は、イギリスは折衷案を用意すべきだし、もし日本が全ての綿製品輸出量について自発的に上限を定めたら、イギリスは英領植民地との貿易における大阪の輸出量のある程度の増加を快く認めるべきだ、と提案した。さらに委員会は、「極東は、我々の戦略的な位置において、危険にさらされた脇腹にあたる」ので、日本との何らかの和解は、極めて重要であること、そして「ランカシャーに求められるかもしれない、いかなる犠牲は、我々が企図している比較的大きな利益によって、より一層補われるだろう」ということを記し

た。この強力な戦略的論法と、日本との関係改善をながく求めてきたチェンバレンが、バルドウィン（Baldwin）の後に、首相に就任したことを考えれば、対日本経済的宥和策のための努力が一致する時期が到来したことは、明らかかもしれない。

外交政策に関する内閣委員会は、6月11日、16日の2回の会合で、この各省間委員会報告書（6月7日）を検討した。議論は、ジュネーブにおいて、リース＝ロスが「門戸開放」策について語る時に、いかなる権限でなされるのか、ということに集中したために、その報告書の、とりわけ日本に関する部分については議論されなかった。しかしながら、それらの会議の全体的な雰囲気は、経済的宥和策についての全体的な懐疑と、経済的宥和策が日本に与えられることを明らかに望んではいないようなものであり、（もし）日本についての項目が審議に付されていたら、冷ややかな回答が帰ってくるであろうことを示していた。例えば、植民省大臣ゴアは、日本が「門戸開放」政策から何も得るべきではない、と頑強に主張した。ゴアは、その時の内務大臣であるサミュエル・ホアから支持を受けた。ホアは、インドに関して、日本とのいかなる調整も、ランカシャーが受け入れるどうか、判断することは難しい、と言及した<sup>60)</sup>。さらに、経済的宥和策の対象はドイツであるべきで、他のどの国でもない、という一般的な感情があった。

「門戸開放」問題の解決は、ゴアが、6月16日に次の点を提案した時に決着した。つまり、リース＝ロスには、イギリスは他国からの報償の返礼に、熱帯アフリカ〔事実上、シエラレオネ（Sierra Leone）とガンビア（Gambia）を意味した〕での帝国特惠を廃止する用意がある、と公表することだけを認めるという提案であった<sup>61)</sup>。このことが誤解を生まないように、ゴアは、新しく大蔵大臣となったジョン・サイモン卿（Sir John Simon）宛ての手紙の中で、わずかな好意のそぶりでも、日本に与えられるべきではないこと、そしてゴア自身には、ナイジェリア、あるいはゴールド・コーストにおける割当制を廃止するつもりは全くないことを繰り返し、次のように述べてた。

もし、日本との交渉が、実際に行われるのであれば、植民地帝国に入ってきている日本製品へのいかなる現行規制策をゆるめることによって、事前に、自分達の立場を弱めてしまわないことが非常に重要だ<sup>62)</sup>。

したがって、角野使節団の到着が近づき、そして、ジュネーブでの日本代表首藤安人が、形式的な意思表示の必要性について、リース＝ロスに圧力をかけ続けていたとしても、イギリスの態度は、相変わらず強情であった。

十分とまでは言えないが、イギリス政府の外で起こった出来事は、ある結論を示していた。つまり、たとえ、政府が割当制に対してより自由主義的な姿勢をみせたとしても、日英両国の社会的風潮は、通商問題をめぐる緊張を緩和することを支持するものではなかったという結論であった。ちょうど先述の報告書（6月7日）が完成した時、マンチェスター商工会議所は、

なにげなく警告を発していた商務院に、新たな「覚書」を送った。そのなかで商工会議所は、それらによる活動支援が全くなかったということで、インド省、外務省、自治領省を攻撃し、植民地への（綿製品の）輸出量を、1936年の実績3億3600万碼から、5億4300万碼という新たな総量へ押し上げるように、政府の援助を求めた。全く国際法への明確な認識もなしに、その覚書は、この輸出量増加は東アフリカへの輸出からもたらされるべきだ、と記していた<sup>63)</sup>。新しく商務院総裁に就任したオリバー・スタンリー（Oliver Stanley）からの、あるいは植民省大臣ゴアからの、いずれからも、この覚書への事務的な返答の記録は残されていない。しかし、この（商工会議所の）覚書によって、ランカシャーのなかに日本に譲歩する用意があるかどうか、という疑問は取り除かれるであろう。さらに、角野使節団が7月初めにイギリスに到着した時、使節団とイギリス産業連盟との話し合いは、大阪は輸出の自主規制に関して進んで譲歩をするつもりはない、ということを示した<sup>64)</sup>。

内閣によって開催された貿易委員会出席者達への歓迎会と、日英の綿工業代表者のなかにある全体的な雰囲気とに照らして考えると、割当制の片務的な緩和を提案していた、先述の外務省の極東覚書が、肯定的な反応を受けたであろう、と信じる理由は全くない。国内の様々な理由のために、イギリス政府は、いかなる片務的な意思表示も、あるいは、ランカシャーに、その意志に反して合意を迫るつもりはなかったのである。たとえ、戦略上の立場や、「持たざる国」に配慮する知識階級の相対的な支持によって、そうした選択肢があったとしても、政府には、その気は無かったのが事実であった。情勢は、それゆえ、1934年と本質的に同じであり、もし、大阪がランカシャーを満足させるのに十分な規模の自主規制を導入するつもりがないのであれば、前進の見込みのないものであった。

日中戦争の勃発をいったん除外しても、イギリスが進んで譲歩するような可能性は、すでに低くなっていたのである。1937年10月、日本は、セイロンにおける割当量の緩和から利益を得たが、しかし、これは、安い商品への現地の需要を満足させる必要からもたらされた決定であった。ランカシャーは正式に抗議した。しかし、セイロンにおける状況は独特のだと断言された時の、ランカシャーの異議申し立ては、大いに象徴的であった<sup>65)</sup>。

しかしながら、全般的な傾向は日本に対する規制の、わずかなりとも強化に向かっていた。とくに、1937年12月に、英領マラヤでは、(国籍を)偽装した製品をも割当制の対象とし、あわせて、タイ経由の英領植民地向け日本製品をも阻止する動きにも出た<sup>66)</sup>。また、規制策は、日本の貿易にたいするイギリスの金融面においてもみられた。日本の輸出貿易が、戦時生産体制への転換の結果として減退したために、原材料を海外から購入する時に、日本は備蓄外貨をとりくずして行くような緊急手段に訴えることを余儀なくされた。イギリスは、日本の信用機能を減ずることによって、この問題を悪化させるよう全力を尽くした。1937年12月には、非公式の動きが、大蔵省によって採られた。それは、リース＝ロスの言葉を借りれば、「日本をモ

ノ不足にする」ように、イングランド銀行が、金融街シティをそそのかすことで追究された<sup>67)</sup>。さらに1938年8月、日本がルビー通貨不足に苦しみ始め、棉花の信用購入をインド政庁に求めた時に、インド省大臣は、「日本への信用貸し条件を承諾することは賢策ではないし、軽率」<sup>68)</sup>でもあるだろうという理由で、これを断った。もっとも、これらの限られた規制にどんな効果があったのかは、定量化し難い。

1939年のヨーロッパ第二次大戦の始まりと共に、植民地国の立法権は、日本からの輸出を制限するだけでなく、植民地のゴムや錫の対日本輸出をも抑制するために、まさしく行使され始めた。幾分、これは、これらの原材料がイギリスとその同盟国にとって、戦時経済を活気づけるために必要とされたからであった。しかしながら、これらの対日本輸出規制は、日本が外貨不足によって東南アジアに侵攻する可能性を抑制するためであり、日本がこれらの重大な原料資源をドイツに再輸出するのを妨げるためにもとられたのである。こうした規制がとられるかもしれないという日本社会の懸念は、長い間存在した。1939年7月に、アメリカ合衆国が日本との通商条約を廃棄するという決定と合わせて、イギリス帝国下の植民地政府によるアジア間貿易の最終的な侵食は、日本政府にたいして、次の選択肢を提示したように思われる。ゆっくりと絞め殺されるか、あるいは、これらの原料資源への接近を確保するために政治的軍事的力行使するかという選択である。日本は、後者を選び、こうして西側との最終決戦へと向かったのである。

#### まとめにかえて

日本の輸出に対するイギリスの貿易規制が、どの程度まで直接に、1930年代のアジア国際関係の行方に影響を及ぼしたのか、評価することは容易ではない。しかしながら、アジア間貿易論者が、通商競争問題は全く深刻な結果にはならなかったと述べるのは、行き過ぎのように思える。アジア間貿易論者による通商問題への過小評価は、二つの誤った仮定から起きている。

その第一は、日本の競争に対応して導入されたイギリスの規制は、対外的な経済動向に実効性を持つものではなかったとして、通商摩擦の重要性を無視する傾向にあったことである。しかしながら、政治的角度から、通商摩擦がアジア間貿易に与えた効果をみることによって、通商摩擦の重要性を評価することは、ポイントを見落とすことになる。鍵となる問題は、むしろ日英両国において、この競争がどのように認識されていたのか、そして、全体としては、この競争が、日英関係にどのような影響を及ぼしたのか、という点である。

第二の問題は、彼ら自身の「ジェントルマン資本主義」論解釈や、イギリスは対日本宥和政策を追究したとする考え方を援用しながら、通商摩擦は、イギリスの外交、通商政策に影響を与えなかったと議論していることである。しかしながら、これは、イギリスの立場についての、

どちらかと言えば、上辺だけの解釈であって、国内の政治的圧力が割当制の付加につながったという事実や、その規制策が、政府内や、「進歩的な」政治団体から批判されたとしても、維持されたという事実を、無視している。

実際に、通商摩擦が日英の同盟関係を揺るがす主要因の一つになったと考えるに十分な理由がある。イギリスの多くの保守派や実業家にとって、日本製品への敵意を増大させたのは、満洲における日本の国際法への侮辱よりもむしろ、この通商問題と、それに関連した中国におけるイギリスの通商利害への脅威であった。中国の国民政府を支持するもののなかで、こうした（保守派や実業家の）勢力が現れることは、疑いもなく、重要な現象であった。なぜならば、この勢力の存在によって、イギリスが、自国のいかなる通商利害をも犠牲にするような協定を日本と結ぶことは出来ないことを含意したからであった。通商問題は日本にとっての基本的な関心事の一つであったので、このことは、イギリスにとって有害であるような、宥和政策の導入を妨ぐことに効果的であった。そのうえ、経済的競争の結果として、1932年以降に拡大した敵対関係は、イギリスの多くの人々をして、1937年以降の中国への日本の戦争に反対する気持ちにさせたと言えよう。それゆえ、通商問題は、日英同盟の時期から残っていた感傷的な気持ちの最後の残片を圧殺するのに、重要な役割を果たしたのである。

日本のなかにあっては、貿易規制が、差別待遇を目的としているという確信を助長したことは明らかなようである。上記のように、1930年代半ばの国際的状況についての日本の見解は、日本の主な不満の一つとして、いつも貿易問題に言及しているように思われる。しかしながら、さらに研究される必要があるのは、この確信と、日本帝国軍の中国における活動・野望との関係のなかの正確な本質についてである。日本が海外からの原材料購入のために、輸出によって得られる備蓄外貨に依存しなければならない限り、日本の経済は不安定状態のままであるという根拠に基づくならば、日本の貿易に対する障害が、アウトルキー化を志向する日本帝国軍内の人々を刺激したと推察することは、理由のないことではない。

このように、アジア間貿易の発展は、1930年代の重要な現象であったが、必ずしもアジア間貿易論者が認識している方向にはなかった。ある論者は、30年代に新たな通商レジームがアジアで出現していたと主張するかもしれないが、この経済的統合を通して新たな政治的秩序が生じたと提示するための証拠は殆どない。むしろ、ある論者は、これらのアジア間貿易発展が南・東南アジアにおけるヨーロッパの通商利害を脅したという危機的な状況を受けとめ、かつそうすることによって、必ず、植民地諸国と日本との深刻な緊張関係に視線をむけることになる。従って、（アジア間貿易の発展は）経済的レベルでの統合に効果があると同時に、その政治的効果は、西欧と日本との利害対立を拡大させることにあった。このように、アジア間貿易の発展は、まず1937年の日中戦争、そしてその後1941年の太平洋戦争へと導くような、地域の不安定性を作り出す点において、重要な役割を果たしたのである。しかしながら、その発展は決して、

対決へと導く可能性を有するところの唯一の原動力ではない。というのは、他の要因も、対決に繋がる重要な役割を果たしたからである。より広範な世界的経済危機、中国ナショナリズムの高揚、日本に固有な軍国主義への傾斜、そして東北アジアにおける日本とソビエト連邦との初期的衝突などである。それゆえ、太平洋戦争の起源を、アジア間貿易の結果を基礎として、経済決定論的に解釈すべきではない。しかし、アジア間貿易の果たした役割は否定しがたいように思われる。アジア間貿易の意義をさらに解明することは、経済史家と政治史家の、両者の前に同様に提示されている義務である。（筆者は、ロンドン大学。訳者は、籠谷直人）

訳者追記）文中の（ ）内は訳者が補った箇所である。本稿に深く関連するものとして、アントニー・ベスト氏の「日中戦争と日英関係-1937～1941年」（軍事史学会編『日中戦争の諸相』錦正社、1997年12月）、「対決への道」（木畑洋一、イアン・ニッシュ、細谷千博、田中孝彦編『日英交流史1600-2000』2（政治・外交2）東京大学出版会、2000年5月）が、発表されている。参照いただければ、筆者の主張をより深く理解いただけると思う。

- 1) Kaoru Sugihara, 'Patterns of Asia's Integration into the World Economy, 1880-1913', and Heita Kawakatsu, 'International Competition in Cotton Goods in the late Nineteenth Century: Britain versus East Asia', in W.Fischer, R.McInnes, and J.Schneider (eds.), *The Emergence of a World Economy, 1500-1914*, (Franz Steiner, Wiesbaden, 1986), and K.Sugihara, 'Japan as an Engine of the Asian International Economy, c. 1880-1936', *Japan Forum*, 1990, vol.2/1, pp. 127-45. そして、杉原薫の一連の成果をまとめたものとして、『アジア間貿易の形成と構造』（ミネルヴァ書房、1996年）、そして濱下武志のそれは、『朝貢システムと近代アジア』（岩波書店、1997年）。
- 2) P.J.Cain and A.G.Hopkins, *British Imperialism: Crisis and Deconstruction 1914-1990* (Longman, London) 1993 (P.J.ケイン, A.G.ホプキンス（木畑洋一、旦祐介共訳）『ジェントルマン資本主義の帝国—危機と解体1914-1990』名古屋大学出版会、1997年）。
- 3) Kaoru Sugihara, 'The Economic Motivations Behind Japanese Aggression in the late 1930s: Perspective of Freda Utley and Nawa Toichi', *Journal of Contemporary History*, 1997, vol.32/2, pp.259-90, idem, 'Intra-Asian Trade and East Asia's Industrialization, 1919-1939' in G. Austin (ed.) *Industrial Growth in the Third World, c.1870-c.1990: Depressions, Intra-Regional Trade, and Ethnic Networks* (LSE Working Papers in Economic History No.44/98, London, 1998) pp.25-57. 秋田茂、籠谷直人「アジア国際関係史研究の視角—国際秩序・経済的対応・相互依存関係」（秋田茂、籠谷直人共編『1930年代のアジア国際秩序』溪水社、2001年3月）。
- 4) Naoto Kagotani, 'Japanese Cotton Textile Diplomacy in the First Half of the 1930s: The Case of the Ditch-Japanese Trade Negotiations in 1934' *Bulletin of Asia-Pacific Studies*, 1997, vol.7, pp.37-8, 同論文は、籠谷直人『アジア国際通商秩序と近代日本』（名古屋

- 大学出版会, 2000年2月)に納められた。また, 前掲, Sugihara, 'Intra-Asian Trade' pp.42-3. また, 前掲の P.J.Cain and A.G.Hopkins, *British Imperialism: Crisis and Deconstruction, 1914-1990*, pp.76-93を参照。
- 5) 前掲, Sugihara, 'The Economic Motivations' pp.277-8.
  - 6) 細谷氏の研究成果は, 多数に及ぶが, 代表的な作品として, 細谷千博編著『日英関係史 1917～1949』東京大学出版会, 1982年。
  - 7) 佐々木雄太『30年代イギリス外交戦略—帝国防衛と宥和の論理』(名古屋大学出版会, 1987年)。
  - 8) 木畑洋一「日中戦争前史における国際環境—イギリスの対日政策 1934年」(『教養学科紀要』東京大学, 9号, 1976年)。同, 「日本ファシズム形成期の国際環境」(江口圭一ほか編『体系 日本現代史 第1巻』日本評論社, 1978年)。同, 「日中戦争前後におけるイギリスの対日政策」(『論集』東京外国語大学, 29号, 1979年)。そして, 以上を総括したものに, 同「失われた協調の機会?—満洲事変から真珠湾攻撃に至る日英関係」(細谷千博, イアン・ニッシュほか編『日英交流史1600-2000』2(政治・外交2)東京大学出版会, 2000年)。
  - 9) Shigeru Akita, 'British Informal Empire in East Asia, 1880s to 1930s: A Japanese Perspective' in J. Hunter (ed.), *Japanese Perspectives on Imperialism in Asia*, (LSE/STICERD Discussion paper, 1995) pp.1-29.
  - 10) 前掲「アジア国際関係史研究の視角—国際秩序・経済的対応・相互依存関係」。
  - 11) これらの製品に言及した文書としては, The file MSS200 F/3E1/15/14, Federation of British Industry (FBI) papers, Modern Record Centre, Warwick University.
  - 12) 同前。Singapore Agent (Venesta Ltd) to Venesta Ltd 4 November 1932. また, 同じファイルにある, 日本製品の競争力について, 1932年末に回答された, イギリス産業連盟 (FBI) あての文書も参照。
  - 13) これについては, S. ハマーズリー (S.Hammersly) 保守党議員の, 1933年7月4日の, ストックポート (Stockport) むけの演説 (*Hansard*, 5th Series, HC Vol.280, c.278) と, J.A. ハットン (J.A.Hutton) のマンチェスター商業会議所 (the Manchester Chamber of Commerce) での, 1934年1月29日の演説 (January 1934, MSS200 F/3/E1/15/16, FBI papers) を参照せよ。
  - 14) C.Dewey, 'The End of the Imperialism of Free-Trade: The Eclipse of Lancashire Lobby and the Concession of Fiscal Autonomy to India', in C.Dewey and A.Hopkins (eds.), *The Imperial Impact: Studies in the Economic History of Africa and India*, (London, 1978) pp.35-67.
  - 15) B.Chatterji, *Trade, Tariffs and Empire: Lancashire and British Policy in India 1919-1939*, (OUP, Delhi, 1992) p.13, and pp.375-407.
  - 16) Hoare to Willingdon 19 December 1934, EUR.E240/4, Templewood paper, IOLR. A direct threat to link the duties issue with the India Bill was made as early as January 1933, see PRO BT11/163 CRT412 BOT/IO/Manchester Chamber of Commerce meeting 31 January 1933. 以下, BTは, 商務院文書。
  - 17) インド統治法案問題の失敗から派生するイギリス国内政治問題については, C. Bridge, *Holding India to the Empire: The British Conservative Party and the 1935 Constitution*, (OPU, Delhi) 1986 と, G.Stewart, *Burying Caesar: Churchill, Chamberlain and the Battle for the Conservative Party*, (Wiedenfeld & Nicolson, London, 1999) pp.142-

99. を参照。

- 18) これらの延会動議に関する議論のうち、6回は1933年に（2月8日、6月2日、7月20日、7月28日、11月9日、11月29日、－*Hansard* 5th Series HC vol.274 c.308-24）、そして、2回が1934年に（1月31日、3月21日）もたれた。33年2月8日の議論では、決議案は採決なしに通過した（*Hansard* 5th Series HC vol.274 c.308-24）。そして、33年11月29日においても、採決なしに通過した（*Hansard* 5th Series HC vol.283 c.897-958）。
- 19) 前者は、IOR L/PO/1/51 Hoare to Willingdon（1933年7月6日）。後者は、Runciman to Runciman 1934年1月21日（WR230/64-5 Runciman papers, Newcastle University Library）。
- 20) C.Wurm, *Business, Politics and International Relations: Steel, Cotton and International Cartels in British Politics, 1924-1939*, (CUP, Cambridge, 1993) pp.216-30.
- 21) 前掲, B. Chatterji, op. cit. pp.390-5.
- 22) PRO CO323/1304/8 ‘Colonial Cotton Quotas’ Overton BOT note 23 June 1934. 以下、COは、植民地省文書。
- 23) PRO CO323/1290/6 BOT undated memorandum（1934年5月）。そして、PRO CO323/1304/8 BOT/Special Committee on Japanese Competition, Manchester Chamber of Commerce meeting, 1934年5月2日付。
- 24) 前掲, Sugihara, ‘Intra-Asian Trade and East Asia’s Industrialization, 1919-1939’ pp. 41-3.
- 25) 厳密な法的な位置づけについては、1935年12月10日の、Wallace (DOT) statement をみよ（*Hansard*, 5th Series, HC vol.307, c.538）。
- 26) PRO CO 852/52/1 ‘The Effect and Working of the Textile Quotas in the Colonial Empire’ CO memorandum undated（1936年9月と推定）。
- 27) PRO CO 852/17/12, 植民地省の各植民地への通達（1935年6月1日）。
- 28) H.Shimizu and H.Hirakawa, *Japan and Singapore in the World Economy: Japan’s Economic Advance into Singapore, 1870-1965*, (Routledge, London, 1999), pp.79-85 and D.S.J.Koh and K.Tanaka, ‘Japanese Competition in the Trade of Malaya in the 1930s’, *Southeast Asian Studies*, 1984, vol.21, no.4, pp.374-99. 清水洋, 平川均『からゆきさんと経済進出－世界経済のなかのシンガポール－日本関係史』コモンズ, 1998年4月, 第2章も参照。
- 29) 前掲, B. Chatterji, op. cit. pp.146.
- 30) ハミルトン卿 (Orkney & Zetland) の議会質問 (PQ) を参照（*Hansard*, 5th series, HC vol.291, c.359）。また、I.Brown, ‘The British Merchant Community in Singapore and Japanese Commercial Expansion in the 1930s’, in S.Sugiyama and M.Guerrero (eds.), *International Commercial Rivalry in Southeast Asia in the Interwar Period* (Yale Southeast Asia Studies, New Haven, 1994) pp.111-32. なお、同書は、先に、杉山伸也, イアン・ブラウン編著『戦間期東南アジアの経済摩擦－日本の南進とアジア・欧米』（同文館, 1990年）として、刊行された。イアン・ブラウン氏の論文は、「日本の経済進出とシンガポールのイギリス資本」として、掲載されている。
- 31) 広田弘毅とトベンキン (Tonbenkin) との会見, 1935年9月18日（天羽英二編『天羽英二日記・資料集』第3巻1990年10月36頁）。また、R.Waka-tsuki, ‘The Aims of Japan’, *Foreign*

- Affairs*, July 1935, そして, K.Matsui, 'Anglo-Japanese Relations', *The Fortnightly*, November 1935, pp.513-23. をも参照。
- 32) H.Shimizu, *Anglo-Japanese Trade Rivalry in the Middle East in the Inter-war Period*, (St.Antony's Middle East Monographs, London,1986) pp.112-4, pp.139-48.
- 33) A.V.Alexander, 'Changing Forces in the Pacific: Impressions of the Sixth Conference of the Institute of Pacific Relations', *International Affairs*, January 1937, pp.107-8.
- 34) T.Yamakawa, 'The Yosemite Conference and Japan', *Pacific Affairs*, December 1936, p.519.
- 35) Ibid, p.520.
- 36) Ibid.
- 37) A.J.Toynbee, 'The Next War-Europe or Asia?', *Pacific Affairs*, March 1934, pp.3-13. また, C.K.Webster, 'Japan and China', *Contemporary Review*, June 1934, pp.650-6. もみよ。
- 38) N.Angell, 'Raw Materials, Population Pressure and War: Facts Which Are Ignored in Current Theories', *World Peace Foundation Pamphlet*, 1936, p.45. また, A.J.Toynbee, 'Peaceful Change or War? The Next Stage in the International Crisis', *International Affairs*, January 1936, pp.26-56, そして, R.B.Mowat, 'The Mischief of Revisionism', *The Fortnightly*, February 1936, pp.160-9. をみよ。
- 39) PRO FO 371/20290 F3348/1391/23 Clive to Eden (1936年6月10日) tel.168R. 以下, FO は, 外務省文書。
- 40) PRO FO 371/20288 F4769/896/23 Clive to Eden (1936年7月16日) no.392E.
- 41) PRO FO 371/20289 F4513/1043/23 Clive to Eden (1936年6月18日) no.342.
- 42) PRO FO 371/20290 F4978/1391/23 Crowe (DOT) to Wilson (BOT) (1936年8月13日).
- 43) PRO T 172/2111 Chamberlain to Eden (1936年8月25日). 以下, T は, 大蔵省文書。
- 44) PRO T 160 F14375/1 FO circular telegram to all posts (1936年9月26日).
- 45) PRO T 160/761 F14735/1 Inter-departmental meeting (1936年10月20日).
- 46) Burgin (BOT) statements in *Hansard*, 5th series, HC vol.312, c339 (1936年5月12日); vol.317, c.1193 (1936年11月12日); vol.319, c.1553 (1937年2月2日); そして, vol.321, c.137 (1937年3月1日) および, c.2533 (1937年3月19日)などを参照。
- 47) PRO FO 371/20287 F8089/669/23 IO to Govt of Burma (1936年12月27日) tel.3712.
- 48) PRO BT 11/758 CRT12143/37 'Notes for Minister' BOT Memorandum (1937年4月).
- 49) *Hansard*, 5th series, HC vol.320, c.1104 (1937年2月16日).
- 50) この点については, PRO CO 852/52/3-5, を参照。
- 51) PRO F 037/21024 F2638/597/61 'British Policy in the Far East' Foreign Office memorandum (月日は, 不明。1937年6月, と考えられる), FO 371/21042 F693/849/23 Clive to Eden (1937年1月27日), FO371/21039 F1387/277/23 Streat (Manchester C of C) to Brown (BOT) (1937年2月4日), そして, minute by Ashton-Gwatkin (1937年3月12日).
- 52) 木畑洋一「イギリス帝国の変容と東アジア」(前掲『1930年代のアジア国際秩序』所収)。前掲「失われた協調の機会? -満洲事変から真珠湾攻撃に至る日英関係」も参照。
- 53) PRO FO 371/21215 W6363/5/50 FO Economic Section memorandum (1937年3月24日).

- 54) 同前の, Eden to Chamberlain (1937年3月24日), あわせて, W6813/5/50 Chamberlain to Eden (1937年4月7日).
- 55) PRO T 188/177 Leith-Ross to Hopkins (T) (1937年4月26日). 資源問題については, A. Best, *British, Japan and Pearl Harbor: Avoiding War in East Asia, 1936-41*, (Routledge, London, 1995) pp.17-20 と, pp.32-3, を参照.
- 56) PRO T 172/2111 Chamberlain to Leith-Ross (1937年4月29日).
- 57) PRO HW 12/215 BJ.068229 Tokyo to London (1937年4月30日, 解読は5月8日).
- 58) PRO CAB 27/626 FP (36) 34 'The "Open Door" in the Colonies' Inter-departmental Committee on Trade Policy report (1937年6月7日). CAB は, 内閣文書.
- 59) *Hansard*, 5th series, HC vol.322, c.1087 (1937年6月2日).
- 60) PRO CAB 27/622 FP (36) Cabinet Committee on Foreign Policy (第12回会議, 1937年6月11日).
- 61) PRO CAB 27/622 FP (36) Cabinet Committee on Foreign Policy (第13回会議, 1937年6月16日).
- 62) PRO T 160/770 F15583 Ormsby-Gore to Simon.
- 63) PRO CO 852/107/11 Eastwood memorandum (1937年6月9日), そして, 'Export Trade in Cotton (And Rayon) Goods' memorandum (1937年6月).
- 64) R.H.Holland, 'The Federation of British Industries and the International Economy, 1929-1939', *Economic History Review*, 1981, Vol.XXXIV, pp.295-6.
- 65) PRO CO 852/109/7 ただし, これは, the Manchester Guardian 誌からの引用文 (1937年10月9日).
- 66) PRO CO 852/109/6 と10.
- 67) PRO T 160/692 F15210 Waley (T) to Fisher (B of E) (1937年12月8日), Leith-Ross to Cadogan (FO) (1938年1月11日).
- 68) IOR L/PO/1/54 Zetland to Linlithgow (1938年8月9日) tel.304.
- 69) Best, op. cit., chapter 5.